

1 計画改定の趣旨

(1) 計画改定の背景・目的

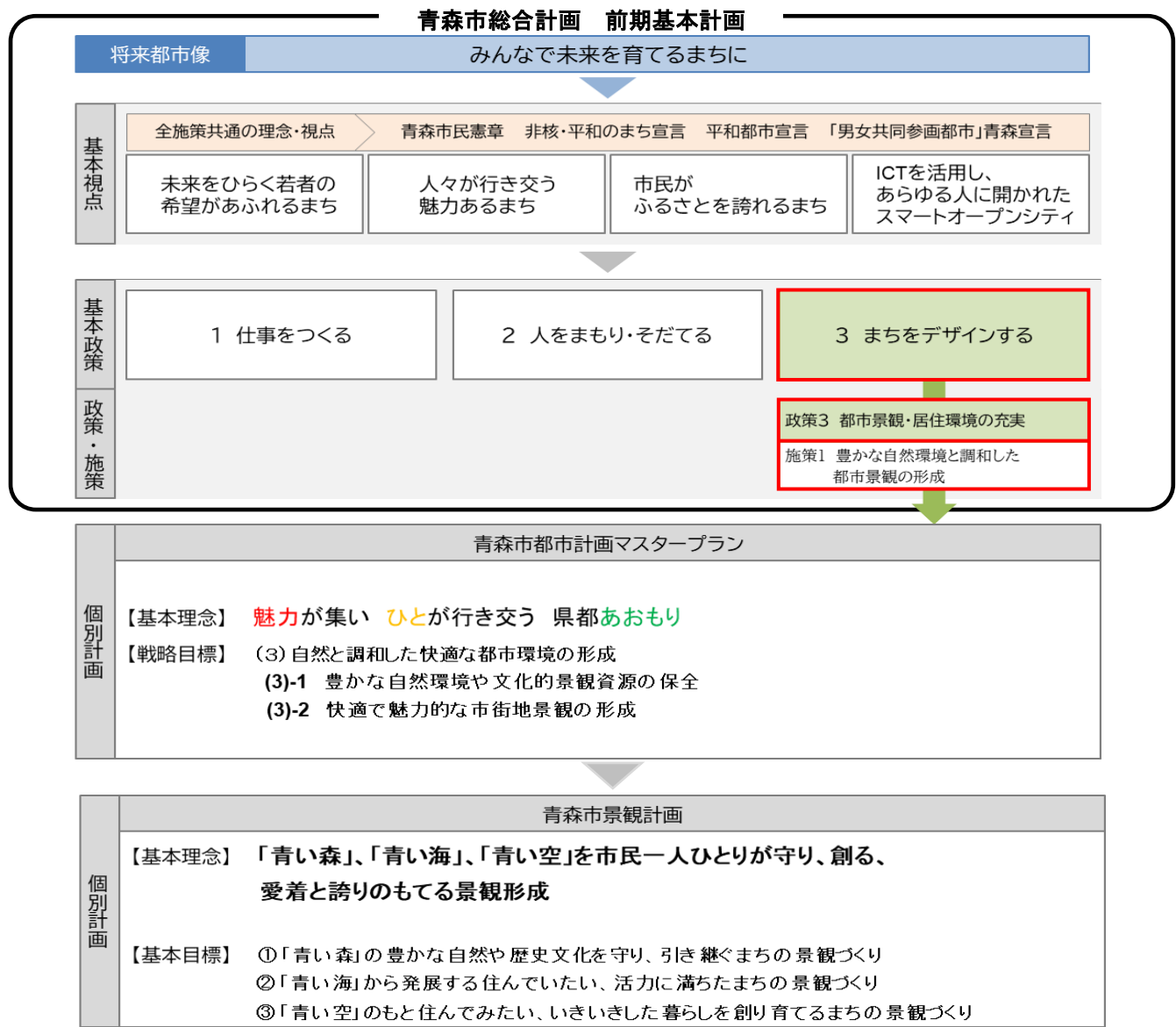
本市では、良好な景観形成に関する必要な事項と、景観法に基づいた良好な景観形成のための行為の制限に関する必要な事項を定め、青森らしい魅力ある景観の形成を推進し、もって愛着と誇りのもてる都市づくりに資することを目的に平成18年8月に「青森市景観計画」を策定し、良好な景観の形成を図ってきました。

また、令和3年4月には、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に向け、「三内丸山遺跡」及び「小牧野遺跡」、その周辺地区を景観形成重点地区に指定するために必要な改定を行いました。

【主な改定内容】軽微な変更

- 令和3年7月に「三内丸山遺跡」及び「小牧野遺跡」が世界文化遺産に登録されたことに伴う文言の修正
- 令和4年2月に策定した「青森市都市計画マスタープラン」及び令和6年9月に策定した「青森市総合計画 前期基本計画」と整合を図るため、計画の位置付けや計画期間についての見直し

(2) 計画の位置付け



(3) 計画期間

- 令和6年度から令和10年度まで ※「青森市総合計画 前期基本計画」との整合を図るもの。

2 青森市景観計画の主な記載内容（変更なし）

- ① 景観計画区域
- ② 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
 - ②-1 基本理念及び基本目標
 - ②-2 基本方針
 - ②-3 景観形成重点地区
- ③ 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
 - ③-1 届出対象行為（行為の種類に風力発電施設を追加）
 - ③-2 景観形成基準（風力発電施設に関する基準の追加）
- ④ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- ⑤ 景観重要建造物の指定に関する事項
- ⑥ 景観重要樹木の指定に関する事項
- ⑦ 景観重要公共施設の整備に関する事項